

# 新発田産越後姫ロゴマーク使用要領

令和7年12月24日制定

## (趣旨)

第1条 この要領は、新発田産越後姫ブランド力強化事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が定めたロゴマーク（以下、「ロゴ」という。）の適正かつ効果的な使用を確保するため、必要な事項を定める。

## (ロゴの定義)

第2条 使用できるロゴは、別記1に掲げるデザインとする。

## (使用の目的)

第3条 ロゴは「新発田産越後姫」の認知度向上およびブランド力の向上を図ることを目的として使用するものとする。

2 ロゴの使用は、実行委員会または新発田市（以下、「市」という。）が当該使用者等の活動や商品の品質を認証するものではない。

## (使用の基準)

第4条 ロゴは、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。

- (1) 「新発田産越後姫」の認知度向上を目的とするポスター、パンフレット、のぼり、POP、ホームページ、広告等への掲載
- (2) 「新発田産越後姫」そのもの、またはこれを使用した加工品、飲食店メニュー等の宣伝を目的とするパッケージ、POP、ポスター、ホームページ、広告等への掲載
- (3) メディア、事業者等が「新発田産越後姫」の情報を掲載する雑誌、書籍、ホームページ等への掲載
- (4) 個人が、新発田産越後姫の普及・啓発を目的として、SNS、ブログ、その他の制作物に使用する場合
- (5) 前4号に掲げるもののほか、実行委員会が特に認める場合

## (使用の届出等)

第5条 ロゴを使用しようとするもの（以下、「使用者」という。）は、あらかじめ「新発田産越後姫ロゴマーク使用届出書（別記様式）」を実行委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、届出書の提出を要しない。ただし、第3号に掲げる場合を除き、使用状況の把握及び効果的なPRを図るため、使用者は実行委員会に対し使用内容について事前に情報提供を行うものとする。

- (1) 「新発田産越後姫」または実行委員会の取組の広報の目的として一回限り使用する場合（商品パッケージ等への継続的な使用を除く）
- (2) 報道機関が報道または広報の目的で使用する場合
- (3) 個人が営利を目的とせず、SNS、ブログ等で使用する場合
- (4) 市、新潟県、JA北新潟その他関係機関が広報の目的で使用する場合
- (5) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）が教育目的で使用する場合
- (6) その他、実行委員会が認める場合

(表示方法)

第6条 ロゴの使用にあたっては、デザインの同一性を維持するため、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) ロゴの縦横比、傾斜、構成（配置）を変更して使用しないこと。
- (2) ロゴの一部を削除したり、他の模様、記号等を書き加えたりしないこと。ただし表示面積が小さく、下部の英字（SHIBATA-ECHIGOHIME）が判別できない場合に限り、実行委員会の承認を得て該当英字部分を削除することができる。
- (3) 配色は原則として、実行委員会が別記1に掲げたとおりとする。モノクロの場合は白色背景に黒色（または濃いグレー）文字、または、黒色（または濃いグレー）背景に白色文字とする。実行委員会の承認を得て、背景に写真や模様がある場所に使用することができる。ロゴの視認性（見やすさ）を確保し、ロゴが背景に紛れないよう配慮すること。
- (4) ロゴの周囲には、ロゴの独立性を保つため適当な余白を確保し、ほかの要素を近接させないこと。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「新発田産越後姫」の品位を傷つけ、またはブランド化を阻害するような使用をしないこと。
- (2) 実行委員会から使用の実態の報告または使用物品の提示を求められた場合は、これに応じること。
- (3) ロゴに改変を加え、「新発田産越後姫」以外のロゴに転用しないこと。また、ロゴを自己の商標または意匠として登録しないこと。

(使用の中止等)

第8条 実行委員会は、使用者が本制度の趣旨に反するような行為、または法令及び公序良俗に反する行為を行った場合など、使用が適当でないと認める場合は、次の各号の措置を講じることができる。

- (1) 使用の是正または改善の要求
  - (2) 使用の中止の勧告または警告
  - (3) 使用の差し止め
- 2 実行委員会が前項の措置を講じた場合において、その理由や内容を市のホームページ等で公表することができる。

(責任の制限)

第9条 ロゴの使用により、使用者が第三者に損害を与え、または損失を被った場合においても、実行委員会および市は、その補償等について一切の責任を負わない。

(権利の帰属)

第10条 ロゴ等に関する一切の権利は、実行委員会および市に帰属する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

【別記1】

